

2011年11月6日

関西電力管内の原子力発電所の稼働についての是非を問う 大阪市民投票条例制定に関する公開質問状

殿

この公開質問状は、今月27日に投開票される大阪市長選挙の立候補予定者のうち、橋下徹氏と平松邦夫氏に宛てて差し出しています。

私たち、市民グループ【みんなで決めよう「原発」国民投票】は、東京都と大阪市において、東京電力管内の原発の稼働の是非を問う「原発」都民投票、そして関西電力管内の原発稼働の是非を問う大阪市民投票を実現すべく、その実施に必要な条例の制定を求め、地方自治法に則り大阪市長に対して直接請求を行う準備を進めています。（「条例案」及び「請求の要旨」を同封しています）

署名収集は、12月1日より行いますが、この直接請求運動を担う者、あるいはこの運動を支持し支援する多くの人々にとって、次の大阪市長が、私たちの直接請求（関西電力管内の原子力発電所の稼働についての是非を問う大阪市民投票条例制定）に対して、どのような考えをもち、市長就任後にどういった姿勢をとるのかは、当然のことながら極めて重大な関心事となっています。

つきましては、下記の質問について、11月13日の告示までに回答していただきますようお願い申し上げます。回答の有無を含め、回答内容については、速やかに本会ウェブサイト <http://kokumintohyo.com/> 上に公開します。

〔1〕貴殿は、本会が条例の制定及び実施を求めている「原発」市民投票について、賛成されますか、反対されますか。明確に答えていただきたい。

〔2〕賛成あるいは反対の理由を明確に述べていただきたい。

〔3〕賛成するという場合、市長就任後に（本請求が行われ後）この条例案を付議する際、明確に「賛成の意見書」を添えることはもちろん、議会への説得など条例制定のために市長として努めることを約束されますか。

〔4〕反対するという場合、関西電力管内の原子力発電所の稼働についての是非を決めるのは、主権者である市民ではなく誰だとお考えなのか。大阪市長だとお考えか、誰なのか、明確に答えていただきたい。（※私たちは、法制上の最終決定権者は内閣総理大臣だとしても、実質的に決めるべきは主権者である市民、国民だと考えています）

以上

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町2-19-13

ASKビル5階

市民活動共同事務所

みんなで決めよう『原発』国民投票

電話番号：03-3200-9115 /FAX：03-3200-9274

e-mail：info@kokumintohyo.com

【本会の賛同人】

谷川俊太郎（詩人）
辻井 喬（詩人、小説家）
天野祐吉（コラムニスト）
湯川れい子（音楽評論家、作詞家）
落合恵子（作家、子どもの本の専門店主宰）
千葉麗子（（株）チェリーベイブ代表取締役/インテグラル・ヨーガ主宰）
山本太郎（俳優）
松田美由紀（女優、写真家）
是枝裕和（映画監督）
森崎 東（映画監督）
想田和弘（映画作家）
小林聖太郎（映画監督）
飯田哲也（環境エネルギー政策研究所 所長）
岩上安身（ジャーナリスト/IWJ 代表）
田中 優（「未来バンク事業組合」理事長）
杉田 敦（政治学者、法政大学法学部教授）
田村 理（専修大学法学部教授）
黒川 創（作家）
宮台真司（社会学者）
山口二郎（北海道大学教授・政治学者）
横尾和博（文芸評論家、放送作家）
三輪眞弘（作曲家、情報科学芸術大学院教授）
斎藤 駿（カタログハウス相談役）
マエキタミヤコ（「サステナ」代表）
柳川喜郎（元NHK解説委員、元御嵩町長）
満岡 聰（医師）
井口 博（弁護士）
中手聖一（子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク代表）
住友達也（プランナー、元吉野川「第十堰住民投票の会」代表世話人）
今井 一（ジャーナリスト）
松井寛子（映画宣伝プロデューサー）
鈴木邦男（一水会最高顧問）
竹信三恵子（ジャーナリスト・和光大学教授）
河村たかし（名古屋市長、減税日本代表）
島崎今日子（ライター）
西 晃（弁護士）
渡辺勝之（編集者）
豊竹英大夫（人形浄瑠璃文楽座・太夫）
ピーター・バラカン（ブロードキャスター）
吉原 毅（城南信用金庫理事長）
野田知佑（作家・カヌーイスト）
ほか 2750 人（11 月 6 日現在）